



児童手当

二人目の子どもにも支給

児童手当制度が改正されて、二人以上の児童を養育している方（一定の要件を満たす方）に六月から支給されます。

受給資格者

昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること、又は義務教育終了前の児童を含む十八歳未満の児童を三

国民年金

任意加入・未加入の奥さん 届出が必要です

任意加入している奥さん。現届届が送られてこなかった方は、住民福祉課年金係に用紙がありますので届出をしてください。

現況届提出後変更のあった奥さん

次の事項に該当する場合は届出が必要です。
○夫が勤務先を変えたり辞めた時。
○夫が年金を受けるようになった時

○奥さん自身が厚生年金等に加入した時。
現在年金に加入していない奥さん。

年金の加入手続きをしてください。この場合には奥さんが被扶

人以上養育していること。

なお、児童については、自分の子どもである必要はありません。その子を養育していれば受給要件を満たすこととなります。

※前年の収入が一定の額以上の方は児童手当は受けられません。

支給額

児童手当の額は、二人目の二歳未満（昭和六十一年六月一日現在）の子どもについては、月額二、五〇〇円、三人目以降の義務教育終了前の子どもについては、月額五、〇〇〇円が支給されます。

新制度は、段階的に支給対象が変わり、昭和六十三年四月で完成となります。

生きがい旅行に参加しませんか

千葉県民健康号は、どなたでも参加できます。

期日 七月二日～四日まで

場所 芦の牧温泉・会津

費用 三八、二三〇円

申込 申込金五、〇〇〇円を添えて横芝駅へ、(残金は出発の十四日前までに支払ってください。)

くわしいことは、役場年金係
① 203-0303 ② 41212



日（六十二年三月三十一日）
第二子分は、昭和六十一年六月一日現在で満二歳未満。

第三子以降分は、義務教育終了前。

○二年目（昭和六十二年四月一日～六十三年三月三十一日）

第二子分は、昭和六十二年四月一日現在で四歳未満。

第三子以降分は、昭和六十二年四月一日現在で満九歳未満。

○昭和六十三年四月一日からは、

気をつけて

事故に合わないよう

「春の全国交通安全運動」が、春の新入学（園）期にあわせて、四月六日から十五日まで次の三点を重点目標に行われます。

○シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底。

○子供と高齢者の交通事故防止

○無謀運転の追放。

二輪車や自動車を運転する人は、次のような点に十分注意しましょう。

○安全速度を守りましょう。

○ジグザグ運転はやめましょう。

○信号機のない交差点では、必ず徐行、または一時停止をしましょう。路地や住宅地の道路では、子供や自転車の飛び出しが多いのです。

○無理な追い越しは絶対にしないようにしましょう。特に対向

第二子以降義務教育就学前の児童が対象になります。

新制度による認定請求の受付を行っていますので該当される方は、住民福祉課福祉係に申請書がありますので、請求手続をしてください。

なお、現在児童手当・特別給付を受給している方は、六月に現届届をしてください。

車のあるときの追い越しは、死亡事故のもとです。

○シートベルトとヘルメットは、面倒がらずに締めましょう。かぶりましょう。

あなたがどんなに慎重に運転していても、他人の事故に巻き込まれる可能性は、どんなときにもつきまとっています。

「クルマに乗ったらシートベルト」「二輪車に乗ったらヘルメット」この合言葉を実践していき

ましょう。

ハンドルを握ったら、常に、

○思いやり

○ゆずり合い

○交通ルールに従う

○迷惑をかけない
○生命の尊さを知る
この五つの心で交通事故防止に努めましょう。